

新型コロナウイルス発生に伴うきっぷの取扱いについて

1 旅行見合わせによる乗車券の払いもどし

以下の乗車券については、次のいずれかを事由としてご旅行を見合わせる場合、2月27日午後以降のお申し出に限り、無手数料にて払いもどしをいたします。

- ① 新型コロナウイルスに関する外務省による渡航中止勧告又は退避勧告の発出を事由にご旅行を取り止めるお客さま
- ② 新型コロナウイルス罹患に伴い、旅行を取り止めるお客さま
- ③ 新型コロナウイルスの感染拡大の防止を目的にイベント等が中止、延期又は規模縮小等が決定したこと事由に、ご旅行を取り止めるお客さま
- ④ その他、新型コロナウイルス感染防止を事由として旅行を取り止めるお客さま

対象となる乗車券

- 普通乗車券（定期券、回数券は除きます）
- ほくほくワンデーパス（使用開始前に限ります）

なお、本取扱い開始前のお申し出により乗車券類の払いもどしを受けられたお客さまに対する、手数料相当額の返金はいたしかねますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2 通学先の学校が休校になった際の通学定期券の払いもどし

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、通学先の小学校・中学校・高校・特別支援学校が休校となった際の通学定期券については、特例により2020年2月28日以降の最終登校日を、最終使用日とみなして1ヵ月単位で計算した額を払いもどし（所定の手数料がかかります）いたします。ただし、それ以降に当該通学定期券を使用した場合は対象外となります。

対象となるお客さま

通学先の学校（小学校・中学校・高校・特別支援学校）が休校となったため、通学定期券を払いもどされるお客さま

この取扱いは当該通学定期券のご購入日から1年間以内であればお受けいただくことが可能です。なお、進級により4月以降に有効な定期券をあらためて購入されるお客さまは、新たな定期券をお買い求めの際に払いもどしの取扱いをあわせてお手続きいたしますので、当該通学定期券と通学定期券用購入兼用証明書又は学年（在学期間）が確認できる学生証をご持参のうえ、駅窓口にお申し出ください。

※大学生相当（大学・短大・専門学校等）の通学定期券及び通勤定期券については、通常どおり、駅窓口にお申し出いただいた日を最終使用日として計算した額を払いもどし（所定の手数料がかかります）いたします。

定期券の払いもどし額の計算方法

2020年2月28日以降の最終登校日を、対象となる通学定期券の最終使用日とみなします。

- ① 最終登校日（例：2/28）以降、定期券の残りの有効期間が1カ月未満の場合
⇒ 払いもどし額はありません。
- ② 最終登校日（例：2/28）以降、定期券の残りの有効期間が1カ月以上ある場合
⇒ 以下の計算式により払いもどしいたします。

払いもどし額 = 所定の定期運賃－使用済み月数に相当する定期運賃－手数料 220 円

ご不明な点は、十日町駅（025-752-0770）にお問い合わせください。